資料2

議事（2）

令和8年度
埼玉県アレルギー疾患
対策の取組について

令和8年度埼玉県アレルギー疾患対策事業について

① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針　関係各課の取組について

② 拠点病院への委託事業

i. 電話相談事業

ii. 生活管理指導表相談事業

iii. 医療機関検索

iv. 研修会・講演会

③ 市町村防災担当者を対象とした研修会に向けて

① 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針 関係各課の取組について

•アレルギー疾患対策推進のための施策の体系

1. 正しい知識の普及啓発及び　発症・重症化予防のための取組の推進

（1）最新の知見に基づく知識や情報の普及

（2）生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策

ア　大気環境基準の確保　　イ　花粉症対策　　ウ　受動喫煙の防止

エ　アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策　　オ　室内環境におけるアレルゲン対策

2. 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

（1）アレルギー疾患医療体制の整備と医療人材の育成　（2）アレルギー疾患医療に関する情報の提供

3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

（1）患者等の支援に携わる関係者の資質向上

（2）患者等の相談や支援を行える体制の整備と関係機関の連携　　（3）災害に備えた体制の整備

4. 施策の基礎となる調査等の実施及び施策の評価

② 拠点病院への委託事業

平成30年3月23日に、「埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院」として「埼玉医科大学病院」を指定。
以下の事業を拠点病院への委託により実施。

i. 電話相談事業
ii. 生活管理指導表相談事業
iii. 医療機関検索
iv. 講演会・研修会の実施

参考

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割

診療	重症・難治性患者に対し、複数の診療科が連携し、診断・治療・管理を行う。
情報提供	患者や家族、地域住民に対する適切な情報提供をする。講習会・啓発活動に主体的に取り組む。
人材育成	医療従事者、保健師、栄養士、学校・児童福祉施設等の教職員等に対する研修・講習の実施に積極的に関与する。
研究	都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行う。
助言・支援	学校・児童福祉施設等における諸問題に対し、医学的見地から助言・支援を行う。

選定

- 各都道府県につき原則1～2か所
- アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域の専門的な知識と技能を有する医師が常勤（アレルギー専門医が望ましい）
- 上記を満たさない診療科がある場合は、当該診療科の専門的な知識と技能を有する医師が常勤する医療機関の診療科を合せて選定する。
- アレルギー疾患に関する専門的な知識と技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい。
- 小児から高齢者までの診療を担える医療機関であること。
- 小児アレルギー疾患医療の中心的な役割を担っている小児専門医療機関がある場合は、当該医療機関も選定の候補とする。

参照：平成29年7月28日健発0728第1号厚生労働省健康局長通知「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」

② 拠点病院への委託事業
i. 電話相談事業

埼玉県では、アレルギー疾患の患者・家族、保育所・幼稚園等の職員からのアレルギー疾患に関する相談に応じるため、「埼玉県アレルギー疾患相談室」を開設している。

● 設置場所	埼玉県アレルギー疾患相談室（埼玉医科大学病院内）
● 設置日	平成30年6月1日～
● 対象者	アレルギー疾患の患者・家族、保育所や学校等の職員など
● 相談内容	症状や薬、検査や治療に関すること、施設などでの対応に関することなど
● 相談日	平日（月・水・金）13時～15時

② 拠点病院への委託事業
i. 電話相談事業

- 県ホームページに「よくあるQ&A集」を掲載(R8.8)



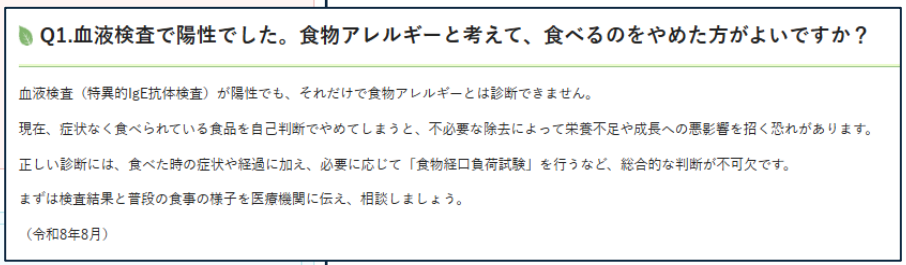

② 拠点病院への委託事業
ii. 生活管理指導表相談事業

埼玉県では、学校、保育所、幼稚園等の教職員向けにアレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業を実施している。対応や管理に迷うアレルギー疾患生活管理指導表が提出された場合に、教職員が、子どものアレルギー疾患を専門とする医師に相談できる。

● 設置場所	埼玉県アレルギー疾患相談室（埼玉医科大学病院内）
● 設置日	平成31年2月25日～
● 対象者	学校、保育所、幼稚園等の教職員
● 相談方法	電子メール（随時）
● 留意事項	相談室で相談票を受理してから概ね2週間以内に回答

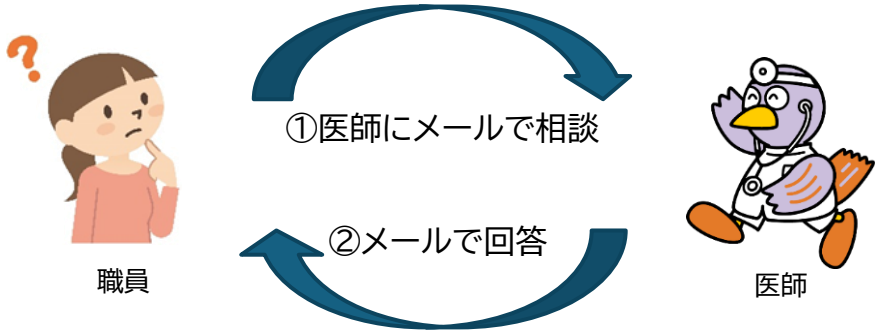

② 拠点病院への委託事業
ii. 生活管理指導表相談事業

- 個人情報の黒塗りに関して

埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

1　目　的

小・中・高等学校、保育所、幼稚園等において、アレルギー疾患を有する子どもの安全や発育、生活の質を確保するために、医師による的確な診断と教職員の正しい理解に基づく適切な管理指導を行えるよう支援する。

2　実施体制

県が埼玉医科大学病院に委託して運営している県アレルギー疾患相談室（以下「相談室」という。）の業務として実施する。

3　事業の概要

小・中・高等学校、保育所、幼稚園等に提出されたアレルギー疾患生活管理指導表（※）について、対応や管理に迷う場合、教職員からの相談票（別紙２）を用いたメールによる相談に、小児のアレルギー疾患を専門とする医師が対応する。

※本事業においては、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）及び保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表）を総称してアレルギー疾患生活管理指導表と表記している。

4　相談の流れ（別紙１）

（１）公立小・中・高等・特別支援学校について

①　市町村立学校については各市町村教育委員会、県立学校については県教育局保健体育課に相談票と個人情報を伏せた生活管理指導表（以下「相談票等」という。）をメールで送付する。

（さいたま市以外の市町村立学校の場合）

②－１　各市町村教育委員会が内容を確認し、県教育局保健体育課を経由して相談室に相談票等をメールで送付し、意見や助言を求める。

（さいたま市の市立学校の場合）

② 拠点病院への委託事業
ii. 生活管理指導表相談事業

- 生活管理指導表様式の変更（アドレナリン自己点鼻液（ネフィー®）の承認に伴うもの）

（保護者 → 医療機関）　様式1

埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）問診票

フリガナ　記入日: 令和　年　月　日

名前:　記入者（保護者）:　（続柄:　）

生活管理指導表提出先 施設名:　施設住所:

	除去が必要な食物	摂取状況 ◎、△、×のいずれかと食べている範囲を記入 ◎・・・制限なく食べている △・・・ある程度食べている ×・・・全く食べていない	根拠 該当するもの全てを記入 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取
例	鶏卵	△ 加熱鶏卵は食べている。	①、③
1	鶏卵		
2	牛乳・乳製品		
	※アレルギー用調製粉乳が必要な場合 製品名（　）		
3	小麦		
4	ソバ		
5	ピーナッツ		
6	大豆		
7	ゴマ		
8	ナッツ類（すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・その他　）		
9	甲殻類（すべて・エビ・カニ・その他　）		
10	軟体類・貝類（すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・その他　）		
11	魚卵（すべて・イクラ・タラコ・その他　）		
12	魚類（すべて・サバ・サケ・その他　）		
13	肉類（鶏肉・牛肉・豚肉・その他　）		
14	果物類（キウイ・バナナ・その他　）		
15	その他（　）		

（案）

1ページ

アナフィラキシーの既往	有 ・ 無	「有」の場合、原因食物を記載してください。（　）

緊急時に備えた処方薬（「有」の場合、薬剤名を記載してください。）

内服薬　（有 ・ 無）	薬剤名:
アドレナリン自己投与薬（エピペン® ・ ネフィー® ・ 無）	いずれかにチェック（レ）をしてください □保育施設、幼稚園等に保管を依頼　□自宅のみ　□自宅と保育施設、幼稚園等に保管

緊急受診先	病院名	診察券番号

（参考）生活管理指導表作成部署

対象施設	さいたま市	さいたま市以外
学校	市教育委員会	県教育委員会
未就学児施設	市保育課	県疾病対策課

<令和8年改訂版>　様式2

埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）　提出日 令和　年　月　日

名前　男・女　年　月　日生（　歳　ヶ月）　組（　歳児クラス）　園名

この生活管理指導表は保育施設・幼稚園等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成するものです。

病型・治療

食物アレルギー（あり・なし）　アナフィラキシー（あり・なし）

A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）
1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎
2. 即時型
3. その他（新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・食物蛋白誘発性胃腸症（FPIES）・その他:　）

B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）
1. 食物（原因:　）
2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛）

C. 原因食物・除去・診断根拠
該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去・診断根拠を記載

1. 鶏卵　《　》
2. 牛乳・乳製品　《　》
3. 小麦　《　》
4. ソバ　《　》
5. ピーナッツ　《　》
6. 大豆　《　》
7. ゴマ　《　》
8. ナッツ類*　《　》（すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・　）
9. 甲殻類*　《　》（すべて・エビ・カニ・　）
10. 軟体類・貝類*　《　》（すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ　）
11. 魚卵*　《　》（すべて・イクラ・タラコ・　）
12. 魚類*　《　》（すべて・サバ・サケ・　）
13. 肉類*　《　》（鶏肉・牛肉・豚肉・　）
14. 果物類*　《　》（キウイ・バナナ・　）
15. その他　《　》（　）

「*類は（　）の中の該当する項目に○をするか具体的に記載する」

[除去根拠]該当するもの全てを《 》内に番号を記載
①明らかな症状の既往
②食物負荷試験陽性
③IgE抗体等検査結果陽性
④未摂取

（案）

D. 緊急時に備えた処方薬
1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド剤）
2. アドレナリン自己投与薬（ □ エピペン®　□ ネフィー®）
3. その他（　）

E. 投薬に関する留意事項
□使用方法の詳細は、該当医薬品の添付文書及び製造販売業者のホームページ掲載の資料や動画を確認
個別の配慮事項（特段ない場合は記載不要）
［　］

保育施設・幼稚園等での生活上の留意点

A-1 給食・離乳食
1. 管理不要
2. 管理必要（管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記A-3、E.欄を参照）

A-2 アレルギー用調製粉乳
1. 不要
2. 必要　下記該当ミルクに○、又は（　）内に記入
ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット・エレメンタルフォーミュラ・その他（　）

A-3 病型・治療のため除去の際に摂取不可能なものに○
※該当する場合は給食の提供が困難になる場合がある

1. 鶏卵　卵殻カルシウム
2. 牛乳・乳製品　乳糖
3. 小麦　醤油・酢・麦茶
6. 大豆　大豆油・醤油・味噌
7. ゴマ　ゴマ油
12. 魚類　かつおだし・いりこだし
13. 肉類　エキス

B. 食物・食材を扱う活動
1. 管理不要　2. 保護者と相談し決定

C. 運動など
1. 管理不要　2. 保護者と相談し決定

D. 宿泊を伴う活動
1. 管理不要　2. 保護者と相談し決定

E. その他の配慮・管理事項

【緊急連絡先】
★保護者
氏名:
電話（続柄）
①
②
★連絡医療機関
医療機関名:
電話:
※[illegible]合は必ず緊急連絡先の医療機関を記入する。
※上記に連絡がつかない場合は119番

記載日 令和　年　月　日
※アレルギー疾患生活管理指導表は、年1回保護者が園に提出するものです。

医師名

医療機関名

●幼稚園、保育施設等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有することに同意します。　保護者名

② 拠点病院への委託事業
iii. 医療機関検索

地域の医療機関と連携し、アレルギー疾患医療を提供している医療機関の情報を収集し、ホームページ等で公表するなど、医療機関情報の提供体制を整備する。



大人の「ぜんそく」
子どもの「ぜんそく」「食物アレルギー」の検索



大人の「食物アレルギー」は
食物アレルギー研究会のホームページを案内

② 拠点病院への委託事業
iv. 講演会・研修会

	目的	開催日	会場
市民公開講座	アレルギー疾患に関する正しい知識や治療に関する最新情報をわかりやすく伝える。	R9.1.30(土)	埼玉医科大学 かわごえクリニック
アレルギーフォーラム (医療従事者向け)	アレルギー疾患医療を提供する医療関係者に対して、アレルギー疾患医療の専門的な知識の習得に資する研修を実施する。	R8.5.14(木)	埼玉医科大学
		R8.10.22(木)	
母子保健担当者研修会	アレルギー疾患の患者が利用する幼稚園、保育所、放課後児童クラブ及びその他の福祉施設等の職員並びに行政担当者に対して、アレルギー疾患患者に対する対応能力の向上のための研修を実施する。	R8.12.10(木)	大宮ソニックシティ
児童関連施設職員向け 研修会		R9.1.14(木)	県民健康センター
保育所・幼稚園等職員向け 研修会		R9.1.28(木)	

③ 市町村防災担当者を対象とした研修会に向けて

「埼玉県アレルギー疾患対策推進指針第4章における関係各課の取組」のうち、

3. アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

（3）災害に備えた体制の整備

避難所での生活におけるアレルギー疾患への配慮等について、市町村の避難所運営を支援します。

具体的な取組	令和7年度実績	担当課
市町村を対象に、避難所運営におけるアレルギー疾患患者への配慮等に関する研修会を開催する（年1回）	研修会未実施 市町村危機管理・防災担当主管課長会議において、食物アレルギーに関する防災講演の周知等を行った。	疾病対策課

オンデマンド配信による研修会に向けて準備中